

○佐伯市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

平成29年3月31日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 法第29条第1項又は第31条第1項に規定する認定をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) BELS評価機関 建築物のエネルギー消費性能の評価について所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関と同等以上の能力を有する機関のうち、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の登録を受けた機関をいう。

(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分)

第3条 建築物エネルギー消費性能適合性判定において、次に掲げる建築物の部分で消費されるエネルギーについては、一次エネルギー消費量の算定対象には含まないものとする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書)

第4条 省令第13条の規定により同条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）の正本及び副本に省令第3条第1項に規定する図書（当該軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出しな

ければならない。

2 市長は、前項の申請の内容が省令第5条に規定する軽微な変更であると認めるときは、軽微変更該当証明書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の説明書）

第5条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第18条第22項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その建築物エネルギー消費性能確保計画に省令第5条に規定する軽微な変更があった場合は、軽微変更説明書（様式第3号）の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 省令第3条第1項に規定する図書（当該軽微な変更に係る部分に限る。）

（2） 再計算によって建築物エネルギー消費性能基準の適合を明らかにする軽微な変更にあつては、前条第2項の軽微変更該当証明書又はその写し

（市長が認める機関の技術審査）

第6条 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請をする者は、当該申請をする前に次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める機関による技術審査を受けることができる。

（1） 住宅のみの用途に供する建築物又は住宅と非住宅からなる建築物の住宅部分 登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関又はBELS評価機関

（2） 前号以外の建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又はBELS評価機関
（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書の添付図書）

第7条 省令第20条第1項及び省令第23条第2項第1号の規定による市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

（1） 当該申請が前条各号に掲げる機関の技術審査を受けたものである場合にあつては、当該機関が交付する当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項に規定する認定基準に適合している旨の証明書の写し

（2） 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出に係る申請で、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものである場合にあつては、同法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関が交付する当該建築物が同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号の図書を添付する場合において、省令第20条第3項の規定により市長が必要と認める図書は、同条第1項の表に掲げる図書のうち同表の(い)項に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を除く図書とする。

(申出に係る確認申請書)

第8条 法第30条第2項の規定による申出に係る確認の申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(申請等の取下げ)

第9条 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請をした者は、当該提出又は申請を取り下げようとするときは、認定申請等取下げ届(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめ)

第10条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届(様式第5号)に省令第24条第2項(省令第27条において準用する場合を含む。)の通知書及び省令第20条第1項又は省令第26条の申請書の副本を添えて市長に届け出なければならない。

(工事完了報告)

第11条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書の写し

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事の完了を確認することができる書面として市長が適当と認めるもの

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

軽微変更該当証明申請書

（第一面）

第 号
年 月 日

佐伯市長 様

申請者 住所
氏名

設計者 氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合性判定通知書番号】 第 号

【適合性判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合性判定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

※受付欄	※備考

（注意）

- 1 第二面から第五面までとして、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

軽微変更該当証明書

第 号
令和 年 月 日

建築主

様

佐伯市長 田中 利明

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 令和 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物又はその部分の概要
 - (1) 建築面積 平方メートル
 - (2) 延べ面積 平方メートル
 - (3) 建築物の階数 地上 階 地下 階
 - (4) 建築物の用途
 - (5) 工事種別
 - (6) 構造

(注意) この証明書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号（第5条関係）

軽微変更説明書
（第一面）

年 月 日

佐伯市長 様

提出者 住所
氏名

下記のとおり建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更がありましたので、佐伯市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条の規定により提出します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 2 建築物の位置
佐伯市
- 3 軽微な変更の内容
 - A エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかなる変更
 - B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
 - C 再計算によってエネルギー消費性能基準適合が明らかなる変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）

※受付欄	※備考

（注意）

- 1 上記3「軽微な変更の内容」で、Aにチェックをした場合は第二面に、Bにチェックをした場合は第三面に必要事項を記載した上で変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックをした場合は、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。
- 2 提出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

(第三面 住宅)

【B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】

・変更前のBEI= () ≤ 1.0
・変更内容は、①又は②に該当する変更となる。
<input type="checkbox"/> ① 床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
<input type="checkbox"/> ② 外皮
外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合で次のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
<input type="checkbox"/> 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
<input type="checkbox"/> 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
<input type="checkbox"/> 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
<input type="checkbox"/> 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 <input type="checkbox"/> チェックについて、具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックするものとし、チェックした事項については、具体的な変更内容を記載した上で変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面 非住宅 別紙)

【空調和設備関係】

次に掲げる(1)、(2)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
(1) 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少
外壁の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()%
屋根の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()%
外気に接する床の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()%
窓の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()%
窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均日射熱取得率 変更前() 変更後() 増加率()%
(2) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率(冷房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率()%
平均熱源効率(暖房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率()%

(第三面 非住宅 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象となる室の用途ごとについて、次に掲げる(1)、(2)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
(1) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(2) 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合に限る。)
室用途 () 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 非住宅 別紙)

【照明設備関係】

評価の対象となる室の用途ごとについて、次に該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
単位面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 非住宅 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象となる湯の使用用途ごとについて、次に該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
給湯機器の平均効率について10%を超えない低下
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 非住宅 別紙)

【太陽光発電関係】

次に掲げる(1)、(2)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
(1) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 ()%
(2) パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 ()度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 ()度変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 ()度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 ()度変更

様式第4号（第9条関係）

認定申請等取下げ届

年 月 日

佐伯市長 様

届出者 住所
氏名

佐伯市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 取り下げる申請等の種類
建築物エネルギー消費性能確保計画の（変更の）提出
建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請
- 2 申請等年月日及び受付番号
年 月 日 第 号
- 3 申請等に係る建築物の位置
佐伯市
- 4 確認の特例の有無（法第30条第2項の規定による申出）
有 ・ 無
- 5 取下げの理由

※受付欄	※備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第5号（第10条関係）

工事取りやめ届

年 月 日

佐伯市長 様

認定建築主 住所
氏名

下記のとおりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめた
いので、佐伯市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第10条の規定
により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の（変更）認定年月日及び認定番号
年 月 日 第 号
- 2 認定に係る建築物の位置
佐伯市
- 3 確認の特例の有無（法第30条第2項の規定による申出）
有 ・ 無 （確認年月日 年 月 日 確認番号第 号）
- 4 取りやめる理由

※受付欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第6号(第11条関係)

工事完了報告書

年 月 日

佐伯市長 様

認定建築主 住所
氏名

下記のとおりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、佐伯市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第11条の規定により報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の(変更)認定年月日及び認定番号
年 月 日 第 号
- 2 認定に係る建築物の位置
佐伯市
- 3 確認の特例の有無(法第30条第2項の規定による申出)
有・無(確認年月日 年 月 日 確認番号第 号)
- 4 工事完了年月日
年 月 日
- 5 計画に従って当該工事が行われたことを確認した建築士
【資格】() 建築士() 登録第 号
【住所】
【氏名】
【建築士事務所名】() 建築士事務所() 知事登録第 号

【所在地】

- 6 工事中の軽微な変更の内容

※受付欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。